

競争入札設計図書等に関する回答書

令和6年6月14日

福島県教育委員会教育長 大沼 博文

工事番号	第 24-70011-0001 号
工事名	南会津地区特別支援学校整備（建築）工事
質 問 事 項	
1	本工事は議会承認が必要になるかと思われます。9号様式の工程表での始期はいつ頃と考えればよろしいでしょうか。ご教示願います。
2	設計書：共通費 経費率について 建築工事の設計書には新築と改修がありますが、主となる経費区分は新営建築工事でよろしいでしょうか。 土木工事区分の共通仮設費、現場管理費、一般管理費は、土木工事の経費率で積算してよろしいでしょうか。
3	設計書：各項目 土工事 建設発生土について 建設発生土運搬に指定搬出先でのたい積（残土成形）は含まれているのでしょうか。含まれていない場合、別途計上して頂けるのでしょうか。
4	設計書：各種目 鉄筋工事 貫通部補強筋等について 別途工事（電気設備・機械設備工事等）の基礎・躯体等の貫通部補強筋等の項目がありません。実施施工数量等で別途計上して頂けるのでしょうか。
5	増築校舎 金属工事 内部：床下点検口について 設計書ではステンレス製、仕上表ではアルミ製の記載となっています。 どちらが正となるでしょうか。 また、設計書・1階平面詳細図では8箇所、（A-22）1階平面図では機械室に2箇所多く10箇所あります。 設計書・平面詳細図を正と考えてよろしいでしょうか。
6	増築校舎 金属工事 内部：タラップ（足掛）単位について 20箇所の計上がありますが、渡り廊下の計上方法（4箇所）を参照し、20段分

の計上と解釈してよろしいでしょうか。

- 7 増築校舎 金属工事 内部：タラップ（足掛）数量について
（A-21）仕上表-2 備考欄に4段@300の記載がありますが、ピット深さ最大で1200mmのため、1箇所あたり3段@300程度となるでしょうか。
その場合、マンホール、床下点検口、計9箇所と想定し、タラップは36段分程度と考えられます。
タラップの段数・間隔の調整、設備不要な箇所等あればご指示願います。
また、数量が変更となる場合、別途計上して頂けるでしょうか。
- 8 増築校舎 建具工事 木製建具：木製建具枠について
各WD・WW枠について、摘要に額縁、取付費共と記載がありますが、木製建具枠としての加工・下地取付等も含まれているのでしょうか。
含まれない場合、木工事にて別途計上して頂けないでしょうか。
また、樹種、仕上げ等について仕様が不明です。ご指示願います。
（大工工事による加工・取付と想定しております。）
- 9 増築校舎 塗装工事 内部：鉄鋼面 SOP 塗り・錆止め塗料塗りについて
（渡り廊下 SD-8・9も同様）
鋼製建具枠のSOP 塗り・錆止め塗料塗り（細巾物）の計上がありません。
別途計上して頂けるでしょうか。
- 10 増築校舎 ユニット及びその他工事 内部：消火器ボックスについて
設計書では11箇所の計上がありますが、設計図では7箇所、屋内消火栓を4箇所含み11箇所となります。
屋内消火栓内の消火器ボックスの工事区分について、ご指示願います。
- 11 （A-10）特記仕様書（6） 17.内装工事-4.ビニル幅木について
厚2.0mmが適用されていますが、現在製造されていない規格となります。
変更させて頂いて構わないでしょうか。
- 12 太陽電池モジュール下部 下地等について
（A-27・28）矩計詳細図にて、屋根水上側、太陽電池モジュール下部の実線表記の受け下地等の記載があります。
（A-60）各部詳細図-1（GD-02）外部：屋根A棟包みに記載のあるPV横葎きアルミ架台等が受け下地に該当する部材でしょうか。
その場合、取付段数、又は間隔棟が不明です。仕様詳細のご指示願います。
- 13 天井伏図 仕上表（凡例）について
（A-58・59）各階天井伏図 天井仕上表の凡例にP.R（ピクチャーレール）の記載

がありますが、図面上の表記、設計書の計上がありません。

P.Rは無しと考えてよろしいでしょうか。

14 各所機械基礎について

屋外整備（改修）室外機基礎等では、鉄筋、コンクリート、型枠等の項目が計上されていますが、増築校舎は、機械基礎に関する項目がありません。

別途計上して頂けるでしょうか。

15 (KA-2) 改修工事特記仕様書（1）3. 建具改修工事-4. 樹脂製建具について

ガラスの項目で複層ガラスが適用となっていますが、（KA-51）建具表-2では各PWのガラスは透明フロート 3となっています。

どちらが正とすれば良いか、ご指示願います。

16 (KA-7) 改修工事特記仕様書（3） 4. 内装改修工事-28. カーテンについて

特記仕様書ではカーテンが適用となっていますが、設計書の計上、設計図の記載はありません。カーテンは無しと考えてよろしいでしょうか。

17 既存校舎南棟（改修） 建具改修工事 改修：男子トイレ入口について

図面上では改修範囲に含まれると考えられますが、新設WDが建具表、設計書共に計上されていないようです。

女子トイレ入口（WD-4）同等の仕様にて、追加計上と考えてよろしいでしょうか。

18 既存校舎南棟（改修） 内装改修工事 改修：配管ピットについて

既存配管ピット撤去部の仕様について、コンクリート若しくはモルタルのみの穴埋めとなるか、骨材等を併用するか、ご指示願います。

また、設計書のアルミ配管ピット コンクリート 直均し仕上げの項目は、これら材料費は含まれているでしょうか。

別途の場合、別途計上して頂けるでしょうか。

19 既存校舎南棟（改修） 内装改修工事 改修：配管ピットについて

既存配管ピットの存置部について、蓋・枠等の改修は不要でしょうか。

改修が必要な場合、別途計上して頂けるでしょうか。

20 既存校舎南棟（改修） 内装改修工事 撤去について

撤去範囲の新築若しくは改修時期、石綿含有調査歴の有無についてご指示願います。

状況により、石綿含有調査・分析等が必要となる場合は別途計上して頂けるでしょうか。

<p>21 既存校舎南棟（改修） 内装改修工事 改修：床下地処理について</p> <p>22 既存校舎南棟（改修） 内装・塗装改修工事 改修 木製建具枠について</p> <p>23 既存校舎南棟（改修） 内装改修工事 改修：新設間仕切壁について</p> <p>24 既存校舎南棟（改修） 内装改修工事 改修：水飲み部 壁について</p> <p>25 既存校舎南棟（改修） 塗装改修工事 改修：各所新設木部について</p> <p>26 既存校舎南棟（改修） 塗装改修工事 改修：新設木製建具について</p> <p>27 土木工事 切り株の処理方法について</p> <p>28 建築工事 スクラップ処理費は刊行物単価でよろしいでしょうか。</p>	<p>既存床仕上材撤去後の下地処理について、接着剤を完全に撤去することは困難であり、また、欠損部補修や不陸調整のため下地調材左官補修が必要になると考えられます。これら下地処理は別途計上して頂けるでしょうか。</p> <p>（木部）の項目に男子・女子トイレ入口 WD 枠新設・木造塗装の計上がありません。別途計上して頂けるでしょうか。</p> <p>（KA-35）1階 展開図-8、改修後 教室 1～2 間の新設間仕切壁 図面上の注記にて、目スカシの記載がありますが、設計書、仕上表等に記載がありません。継目処理の張付けでよろしいでしょうか。</p> <p>（KA-9）仕上表-2 の内容、（KA-42）1階 展開図-15 の凡例・図面内の注記にて、既存下地及び新設仕上げがそれぞれ異なります。 どちらを正とすれば良いかご指示願います。</p> <p>各所新設の壁止め枠・壁見切等について、設計図で SOP の記載がありますが、設計書に計上がありません。 また、カーテンボックス・幕板等について、天井伏図 凡例では EP-G3 とありますが、展開図では SOP、部分詳細図では CL3 の記載もあります。 どちらを正とすれば良いか、ご指示願います。</p> <p>各所新設 WD 戸先部等の木部 CL 塗装（細巾物）の計上がありません。 別途計上して頂けるでしょうか。</p> <p>掘削範囲に切り株がありますが、処理方法をご指示願います。</p>
<p>回 答 事 項</p>	
<p>1</p>	<p>令和6年9月の定例会に当該契約の内容を議案として提出を予定しており、会議日程は未定ですが、過去の定例会日程を参考としますと、令和6年10月上旬の予定です。</p>

- 2 貴見のとおりです。
- 3 搬出先でのたい積（残土成形）は不要です。なお、たい積（残土成形）が必要となる場合は協議の対象とします。
- 4 設計書を正とします。なお、数量等については協議の対象とします。
- 5 図面 A-11 のとおりステンレス製を正とします。箇所数については貴見のとおりです。
- 6 貴見のとおりです。
- 7 設計書のとおり 20 箇所を正とします。なお、数量等については協議の対象とします。
- 8 木製建具枠の加工・下地取付等も含んでおります。樹種、仕上げ等については建具表に記載しております。
- 9 鋼製建具枠の SOP 塗り・錆止め塗料塗り（細巾物）については、設計書 P. 76 の SOP 塗り、錆止め塗料塗りにそれぞれ含んでおります。
- 10 設計書のとおり 11 箇所を正とします。なお、数量等については協議の対象とします。
- 11 図面 A-10 のとおりとします。なお、規格等について協議に応じることは可能です。
- 12 太陽光パネル及び取付け下地等については、別途発注の電気設備工事で行います。
- 13 貴見のとおりです。
- 14 機械基礎の鉄筋、コンクリート、型枠等については、増築校舎の鉄筋、コンクリート、型枠等に含んでおります。
- 15 図面 KA-51 のとおり透明フロートA3 を正とします。
- 16 貴見のとおりです。
- 17 図面 KA-49 のとおり WD-6 として計上しております。
- 18 図面 KA-8 のとおりコンクリートが正となります。なお、材料費については撤去部

の状況に応じて協議の対象とします。

- 19 蓋・枠等は既存のものを利用し、改修は不要とします。なお、現地の状況により改修が必要となる場合は協議の対象とします。
- 20 平成 21, 22 年に大規模改修工事を行っております。令和 4 年度に撤去範囲の石綿含有調査を実施しており、調査の結果、石綿は含有無しとなっております。なお、現地の状況により調査が必要となる場合は協議の対象とします。
- 21 撤去部の状況を踏まえた上で協議の対象とするか判断します。
- 22 設計書 P. 165 の木部 EP-G 塗り改修仕様に含んでおります。
- 23 貴見のとおりです。
- 24 壁の仕上げについては、下記のとおりです。
既存部：下地調整の上、EP-G2
モルタル撤去部：モルタル金ゴテ補修、下地調整の上、EP-G2
ライニング部：セメントケイカル板(t=6) 二重張り、下地調整の上、EP-G2
なお、数量等については協議の対象とします。
- 25 壁止め枠・壁見切は CL 塗り、カーテンボックスは EP-G 塗り、幕板は CL 塗りとし、設計書が正となります。
- 26 新設 WD 戸先部等の木部 CL 塗装（細巾物）については、木製建具の単価にそれぞれ含んでおります。
- 27 学校敷地内に集積します。なお、敷地外に搬出が必要となった場合は協議の対象とします。
- 28 貴見のとおりです。